

ご存知ですか

# 年金受給資格要件が25年から10年になりました あきらめていた方もまず確認を！

国民の永い運動の結果、無年金対策法が成立し、2017年8月1日から、年金の保険料を納めた期間が10年以上あれば、年金を受け取ることができるようになります。

日本年金機構は、すでに対象者に年金請求書を順次郵送しています。（右の表）

{資格期間とは…}

◎ 国民年金をおさめた期間と申請免除の期間

◎ 会社に勤めていた期間（社会保険に加入）

・また、サラリーマンの妻であった期間、海外に住んでいた期間、脱退一時金を受け取った人も「カラ期間」として「資格期間」にカウントされる場合があります。確認してみましょう

該当する人には、右上の表の順で、「年金請求書」が送られてきています

請求書が届いたら…

- ・請求書と住民票など必要書類を添えて、すぐに年金機構に提出しましょう

	送付されてくる時期	請求書が送付される人の生年月日
①	2月下旬～3月下旬	T15年4月2日～S17年4月1日
②	3月下旬～4月下旬	S17年4月2日～S23年4月1日
③	4月下旬～5月下旬	S23年4月2日～S26年7月1日
④	5月下旬～6月下旬	S26年7月2日～S30年10月1日 S26年7月2日～S30年8月1日
⑤	6月下旬～7月上旬	S30年10月2日～S32年8月1日 T15年4月1日以前

- ◎ ④ 上段一女性 下段一男性 ◎ Tは大正 Sは昭和
- ◎ ⑤ 共済に加入した期間のある人は、すべて⑤の時期



詳しくは、  
市役所保険年金課  
または  
年金ネット専用ダイヤルへ  
0570-058-555

## 今から保険料を納めて年金額を増やすこともできる？

60歳以上でも国民年金保険料を納めることができます

- ・納入期間が40年にならない人で、60歳～65歳までの5年間、保険料を納入し、65歳から受け取る年金額を増やすことができます・資格期間が10年未満の人は、70歳まで国民年金に任意加入することで年金が受給できるようになります。

過去5年間に保険料が未納の人も、さかのぼって納めることができます

- ・5年以内に、保険料を納め忘れた期間のある人は、保険料を納めることで、年金を受け取れるようになったり、年金額を増やすことができます。（H30年9月まで）（但し、60歳以上で基礎年金を受け取っている人は対象外となります）

## 共謀罪法案を廃案に！

### 連日 江南駅やスーパー前で宣伝行動

### 緊急署名にご協力をお願いします

安倍内閣は、共謀罪法案（テロ等準備罪）を、5月の連休明けにも、衆議院を通過させ、早期に成立を図ろうとしています。相談したことを罪に問う！戦前のような物言えぬ社会、監視社会にはなりません。

今「戦争法廃止実行委員会」が署名に取り組んでいます。

署名にご協力いただける方は、議員までご連絡を…東・54-7977 森・57-2753 掛布・53-7727まで

